

2012 年 6 月 1 日

専門委員会委員長 各位
政策プロジェクトリーダー 各位

日本知的財産協会
事務局長 土井 英男

宿泊を伴う会議での「領収証」の発行について

掲題会議での「領収証」の発行について、下記のとおりとします。

記

会計上、宿泊を伴う会議に対し、様々なパターンの「領収証」を発行することは、できないものとします。領収証の金額内訳については、委員会内でお決めください。

ご参考までに、次に示します。（例えば、15,000 円の場合）

原則は、一本での発行とする。

（例 1） 会費：15,000 円 (A)

もし、分割での発行を希望される場合は、次のようなパターンのみの発行とする。

（例 2） 会 費： 5,000 円（委員会でお決め下さい） (B)

会費（宿泊費）：10,000 円 (A)-(B)

よって、他の組み合わせによる発行は行わないものとする。

各会員会社の其々の事情は、理解できますが、協会の方針として、（例 1）に示すとおり、原則一本の発行とします。分割での発行を希望される場合は、（例 2）のパターンのみでの発行とします。なお、（例 1）と（例 2）が同一会議での発生は、可能とします。

本件につきましては、協会の公認会計士の先生からも、この考え方で、行うよう指示をいただいておりますので、よろしくお願いします。

また、子会社名等での「領収証」の発行につきましても、できかねます。すべて、派遣元の会員名での発行とさせていただきます。

連絡先：事務局 総務グループ【渡辺：watanabe@jipa.or.jp 博多：hakata@jipa.or.jp】

以 上